

救急医療情報キットとは

緊急時に必要な情報を冷蔵庫に保管。迅速に救急活動を行い、いのちを守ります。

①119番通報



②到着・確認



③救急活動



④搬送



救急医療情報キットに入れるもの

- ① 救急情報（かかりつけ医、持病、緊急連絡先などを記入する）
 - ② 写真（本人が確認できるもの）
 - ③ 保険証の記号、番号がわかるもの
 - ④ 診察券（写）
 - ⑤ 薬剤情報提供書（写）または、お薬の説明書（写）など
- ※②～⑤は、ご本人様に用意していただくものです。



配付対象者 足立区に在住している次の方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、健康上不安のある方
- ② 65歳以上の高齢者のみ世帯の方で、健康上不安のある方
- ③ 身体障がい等の手帳所持者で、健康上不安のある方

お申込み方法 本人または代理の方が、次の窓口で「申請書」を記入しキットを受け取る

- ① 区役所高齢福祉課
- ② 足立福祉事務所各福祉課
- ③ 各地域包括支援センター

救急医療情報キットの保管

シールの貼り付け場所



救急医療情報キットの保管場所



※シールは、救急隊にわかりやすい場所へ貼り付けましょう。

高齢世帯、障がいをお持ちの方の
安全と安心を確保する。

救急医療 情報キット

無料配付

今すぐお申し込みを！

足立区



足立区では、65歳以上の高齢者や身体障がいなどの手帳をお持ちの方の安全で安心な暮らしを守るため、救急医療情報キットを無料配付いたします。

かかりつけ医や持病など、緊急時に必要な情報を救急医療情報キットに保管しておくことで、救急隊が迅速な救急活動に活かすことができます。



救急医療情報キットをご利用にあたっては、以下の点をご了解ください。

- ① 玄関ドアの内側にシールが貼られている場合は、本人及びご家族等の同意を得ることなく、救急隊が冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。
- ② 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用いたします。そのため、救急医療情報キットの保持者であることが分かっている場合でも、その救急活動によっては活用されない場合があります。
- ③ 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、症状等の状況では救急情報の用紙に記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。
- ④ 救急医療情報キットは、各個人で管理、保管をお願いいたします。また、救急情報について変更がある場合は、内容を書き換えてください。

お問い合わせ先

足立区福祉部高齢福祉課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

03(3880)5257

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



色鮮やかな印刷を実現し、できるだけ多くの方にやさしいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作られています。再生紙を使用しています。

登録番号22-1334